

美作市人事行政の運営等の状況について

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職者等の状況 (H27. 4. 2~H28. 4. 1)

区分	採用	退職	計	
一般行政職	16	18	△ 2	
技能労務職	1	1	0	再任用職員含む
医師	0	0	0	
医療技術職	2	1	1	再任用職員含む
看護・保健職	3	3	0	
教育職	1	1	0	
消防職	3	2	1	
合計	26	26	0	

(2) 部門別職員数の状況

区分	部門	職員数 (人)						対前年増減数 (人)					
		平23	平24	平25	平26	平27	平28	平23	平24	平25	平26	平27	平28
一般行政部門	議会	5	5	5	4	6	4	0	0	0	△ 1	2	△ 2
	総務	110	105	97	89	99	110	6	△ 5	△ 8	△ 8	10	11
	税務	22	23	23	21	17	16	2	1	0	△ 2	△ 4	△ 1
	民生	105	95	99	96	97	96	9	△ 10	4	△ 3	1	△ 1
	衛生	36	37	36	35	33	34	△ 3	1	△ 1	△ 1	△ 2	1
	農水	35	32	33	31	27	28	△ 2	△ 3	1	△ 2	△ 4	1
	商工	18	15	14	13	14	14	△ 3	△ 3	△ 1	△ 1	1	0
	土木	23	22	21	19	18	18	1	△ 1	△ 1	△ 2	△ 1	0
	小計	354	334	328	308	311	320	10	△ 20	△ 6	△ 20	3	9
教育	72	69	66	60	58	47	△ 11	△ 3	△ 3	△ 6	△ 2	△ 11	
消防	65	63	63	63	64	65	0	△ 2	0	0	1	1	
普通会計	計	491	466	457	431	433	432	△ 1	△ 25	△ 9	△ 26	2	△ 1
公営企業等	病院	48	53	52	52	49	50	0	5	△ 1	0	△ 3	1
	水道	22	20	19	19	18	17	1	△ 2	△ 1	0	△ 1	△ 1
	下水道	13	13	12	12	12	12	△ 1	0	△ 1	0	0	0
	その他	20	20	19	20	20	21	△ 2	0	△ 1	1	0	1
	小計	103	106	102	103	99	100	△ 2	3	△ 4	1	△ 4	1
合計	594	572	559	534	532	532	△ 3	△ 22	△ 13	△ 25	△ 2	0	

* 公営企業等部門職員中のその他とは、国保、作東診療所、後期高齢者医療連合等の職員を指します。

* 平成27年度より法律の改正により教育長を除いています。

(3) 定員適正化計画の目標

- ・全ての職員を対象に、行政部門、企業等部門別にそれぞれ削減に努めるものです。
- ・数値目標は、行財政集中改革プラン等に基づき数値目標を設定していました。
- ・合併直後の平成17年4月1日の職員数696人を基準とし、10年間で164人(23.6%)の削減により平成27年4月1日には職員数532人となりました。H28年4月1日についても職員数は532人となっています。
- ・今後は、新たな適正化計画の策定を検討するが、当面現在の職員数を維持しています。

【参考：年次別推進目標】

区分	H17. 4. 1	H18. 4. 1	H19. 4. 1	H20. 4. 1	H21. 4. 1	H22. 4. 1	H23. 4. 1	H24. 4. 1	H25. 4. 1	H26. 4. 1	H27. 4. 1	合計	増減率
目標職員数		657	632	627	621	616	600	582	567	557	546		
退職(予定)者		△ 46	△ 37	△ 16	△ 25	△ 16	△ 29	△ 42	△ 23	△ 41	△ 31	△ 306	
採用(予定)者		6	8	9	15	13	16	20	9	16	29	141	
職員数	696	656	627	620	610	607	594	572	559	534	532	△ 164	△ 24
行政部門	560	522	512	509	501	500	491	466	457	431	433	△ 127	△ 23
企業等部門	136	134	115	111	109	107	103	106	102	103	99	△ 37	△ 27
病院	47	51	50	49	49	49	48	53	52	52	49	2	4
水道	26	25	21	21	21	22	22	20	19	19	18	△ 8	△ 31
下水道	27	22	21	18	16	15	13	13	12	12	12	△ 15	△ 56
その他	36	36	23	23	23	21	20	20	19	20	20	△ 16	△ 44

※目標職員数：定員適正化計画(第1次:H18. 4. 1~H22. 4. 1、第2次:H23. 4. 1~H27. 4. 1)での年次数値目標

※職員数：H18. 4. 1~H27. 4. 1は職員の実数を記載

2. 職員の人事評価の状況

業績・能力評価を活用した人事評価制度を導入するため、平成23年度より人事評価制度の試行を行っています。平成27年度より人事評価制度の内容を見直し、平成28年度中に順次本格導入を目指しています。

3. 職員の給与の状況

美作市の給与・定員管理等の公表を参照下さい。

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成26年4月1日現在）

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	勤務時間の開始時刻	勤務時間の終了時刻	休憩時間	休息時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	60分	H19.4.1廃止

※職場により異なる場合があります。

(2) 休暇の状況（平成27年4月1日現在）

職員の休暇は、市の条例・規則で定められています。

○年次有給休暇

1の年度に20日付与します。年度の途中で採用された場合は、下記の表のとおりです。

発令する日の属する月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年次有給休暇の日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

○一般職員の平均取得日数

平成27年度中の平均取得日数	平成26年度中の平均取得日数	平成25年度中の平均取得日数
10.2	9.5	10.9

○病気休暇 病気休暇の基準は次のとおりです。

事由	期間
公務による負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病の場合	医師の証明等に基づき、最小限度必要と認める日又は時間
私事による負傷又は疾病の場合	医師の証明等に基づき、引き続き90日を超えない範囲内で最小限度必要と認める日又は時間

○特別休暇 特別休暇の基準は次のとおりです。

事由	期間
(1) 選挙権その他公民としての権利公使の場合	その都度必要と認める日又は時間
(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭の場合	同上
(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による交通しや断又は隔離の場合	同上
(4) 風水震災その他非常災害による交通しや断の場合	同上
(5) 風水震災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊の場合	7日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間
(6) 風水震災その他非常災害により、職員の現住居の滅失、破壊、交通しや断及び身体に危害を及ぼすことが予想せられると任命権者が認める場合	その都度必要と認める日又は時間
(7) 第3号から前号までのほか、交通機関の事故等不可抗力の場合	同上
(8) 市行政の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止の場合	同上
(9) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条の規定により、あらかじめ計画された厚生計画の実施の場合	その計画の実施に伴い必要と認める日又は時間

(10) 女性職員の出産の場合	その出産予定日前8週間目(多胎妊娠の場合にあっては、10週間)に当たる日から、出産の日後8週間目(多胎妊娠の場合にあっては、10週間)に当たる日までの期間内において必要と認める期間	
(11) 妊娠又は出産後1年以内の女性職員が、母子健康法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合にはいずれの期間についてもその指示された回数)以内それぞれ1回1日の正規の勤務時間の範囲内でその都度必要と認める時間	
(12) 妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害(つわり)のため勤務することが困難であると認められる場合	その妊娠の期間において10日以内の日又は時間	
(13) 生後1年に達しない生児を育てる女性職員が、その児の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2時間以内1回30分を超えない範囲でその都度必要と認める時間	
(14) 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	市長が定める期間内における3日の範囲内の期間	
(15) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは又は疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)以内の日又は時間	
(16) 条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という。)の介護その他市長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)以内の日又は時間	
(17) 生理日の勤務が著しく困難な女性職員又は生理に有害な職務に従事する女性職員の生理日の場合	2日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間	
(18) 職員の婚姻の場合	7日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間	
(19) 忌引きの場合	次の期間を超えない範囲内必要と認める日又は時間	
	死亡した者	日数 血族 姻族
	配偶者	7日
	1親等の直系尊属(父母)	7日 3日
	1親等の直系卑属(父母)	5日 1日
	2親等の直系尊属(祖父母)	3日 1日
	2親等の直系卑属(孫)	1日 1日
	2親等の傍系者(兄弟姉妹)	3日 1日
	3親等の傍系尊属(伯叔父母)	1日 1日
	備考	
	1 職員と生計を一にする婚姻の場合は、血族の場合に準ずる。	
	2 いわゆる代襲相続の場合において祭具等を継承する者は、1親等の直系血族に準ずる。	
	3 職員が葬儀のため遠隔の地に旅行する必要がある場合は、その往復に要した日数の加算を認めることができる。	

(20) 父母、配偶者及び子の祭日の場合	慣習上必要と認める日又は時間
(21) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度の7月から9月までの期間内における、週休日、条例第8条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間
(22) 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	その都度必要と認める日又は時間
(23) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる行動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。	一の年度において5日を超えない範囲内で、市長が適当と認める日又は時間
(24) 職員が25年以上勤務したことにより、任命権者から表彰を受けた場合	その表彰を受けた日以後1年目に当たる日までの期間内において5日以内の日
(25) 非常勤の消防団員としての職を兼ね、火災等の災害出動、演習、訓練、特別警戒等の消防団活動を行う場合	その都度必要と認める日又は時間

○介護休暇 介護休暇の基準は次のとおりです。

事 由	期 間
職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする

5. 職員の休業の状況(平成27年度)

○休業の取得者数

区分	男	女
育児休業	0	18
介護休業	0	0
自己啓発等休業	0	0
合計	0	18

6. 職員の分限及び懲戒処分状況(平成27年度)

(1) 分限処分数

免職	降任	休職	降給	合計
0	0	25	0	25

(2) 懲戒処分者数

免職	停職	減給	戒告	合計
0	0	0	1	1

7. 職員の服務状況

○職員に対して以下の通知を行い服務に関する意識の向上を図った。

通知・通達日	通 知 名
H27.4.22	夏季の軽装について(通知)
H27.6.8	時間外勤務の適正管理について(通知)
H27.7.13	服務規律の徹底について(通知)
H28.1.7	勤務時間の遵守など服務規律の徹底について(通知)

8. 職員の退職管理の状況

該当なし

9. 職員の研修の状況

○階層別研修（岡山市町村職員研修センター）

研修名	対象職員	受講者数(人)	研修日数(日)	研修開催日
新規採用職員研修(前期)	新規採用職員	17	3	4/13~4/15
新規採用職員研修(中期)	新規採用職員	17	1	6/23外
新規採用職員研修(後期)	新規採用職員	17	2	11/16.17外
新規採用保育士研修	新規採用保育士職員	4	2	4/20.21
一般職員初級研修	採用3年目の職員	2	2	10/27.28
一般職員中級研修	採用7年目の職員	4	2	8/18.19
新任係長研修	新任係長職員	13	2	10/21.22外
新任課長補佐研修	新任課長補佐級職員	14	2	7/21.22外
新任課長研修	新任課長級職員	10	1	10/20外

○専門・特別研修（岡山市町村職員研修センター）

研修名	受講者数(人)	研修日数(日)	研修開催日
地方自治法入門研修	3	1	11/10
広報担当者スキルアップ研修	2	2	5/15外
行政法入門研修	1	2	9/17.18
法制執務(基礎)研修	7	2	6/18.19
地方公務員のための民事法研修	1	2	8/27.28
公営企業会計と基金運用	1	1	10/30
プレゼンテーション入門研修	1	1	7/31
住民満足度向上研修	1	1	5/29
議会对応研修	1	1	7/28
クレーム対応研修	2	1	8/21
文書力向上研修	6	2	H28/1/12.13外
公債権徴収事務研修	3	2	6/9.10
私債権回収事務研修	2	2	6/11.12
住民税課税事務研修	3	2	7/9.10
固定資産税課税事務研修	2	2	7/16.17外
空き家問題対策セミナー	2	1	H28/2/10
れじょんセミナー「人口減少問題と地方創生について」	4	1	8/20

○技術研修（岡山県建設技術センター）

研修名	受講者数(人)	研修日数(日)	研修開催日
都市計画全般(基礎講座)	2	1	7/3
都市施設整備(街頭・都市再生整備計画・土地区画整理・公園事業)(基礎講座)	1	1	7/15
建築行政	2	1	6/18
災害復旧事業(農地・農業用施設)設計積算(初級講座)	1	3	5/13~15
一般農業土木(初級講座)	2	2	7/23~24
委託成果品の検収(上級講座)	1	1	11/12
会計検査指摘工事の検証(上級講座)	4	1	11/11
農業土木設計施工管理(上級講座)	2	1	11/16
土地改良施設長寿命化対策(農道施設)(上級講座)	1	1	11/10
建築設計	1	5	11/16~20

○市単独研修等

研修名	受講者数(人)	研修日数(日・回)	研修開催日
新規採用職員陸上自衛隊内生活体験研修	21	3日	5/11~13
人権研修	195	2回	7/8
人事評価評価者研修	25	2回	7/29外
人事評価被評価者研修	245	4回	8/6外
人事評価評価者フォロー研修	81	1回	2/24
公務員倫理講座(課長補佐以上対象)	56	2回	8/13

○自治大学校

研修名	受講者数(人)	研修日数(日)	研修開催日
第1部・第2部特別課程第30期	1	17日	H28/1/19~2/10

○岡山大学大学院

研修名	受講者数(人)	研修日数(年)	研修開催日
社会文化科学研究科・公共政策科学専攻	1	2	H25/4/1~27/3/25

○その他研修機関

研修名	受講者数(人)	研修日数(日)	研修開催日	
地方公会計制度	市町村職員中央研修所	1	3	7/15~17
市長村長特別セミナー「地方創生にむけて」	市町村職員中央研修所	1	2	7/13.14
市長村長特別セミナー「政治と経済」	市町村職員中央研修所	1	2	8/20.21
管理職特別セミナー「政治と経済」	市町村職員中央研修所	1	2	8/20.21
市町村長特別セミナー「地域経営塾」	国際文化アカデミー	2	2	7/27.28
滞納整理の実務と徴収マネジメント	国際文化アカデミー	1	5	11/30~12/4
自治体ファイナンス基礎講座	国際文化アカデミー	1	4	9/29~10/2
地方自治体のための秘書実務	日本経営協会	1	2	10/15.16

10. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生事業の状況

・勤務場所等により、岡山県市町村職員共済組合、岡山県市町村職員総合事務組合、公立学校共済組合、教職員互助組合に加入し、社会保障制度、福利厚生事業が組合を通じて行われています。

(2) 公務災害の発生状況(平成27年度)

公務災害 発生件数(件)	通勤災害 発生件数(件)	合計(件)
8	0	8

(3) 公平委員会の業務の状況

・地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、美作市は同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を岡山県に委託しています。

(4) 勤務条件に関する措置の要求状況

・該当なし

(5) 不当利益処分に関する不服申立の状況

・該当なし